

# バリ通信



2103号

バリ通信は  
過去に

(有)FORZA  
愛媛日産自動車(株) 勤務時代  
公益社団法人 今治青年会議所  
今治商工会議所青年部

を通じて面識のある大切な方にお送りしております。

ETC車載器の2022年問題と2030年問題。

『使用できなくなる車載器』の識別方法は？

電波法の改正により2022年12月1日以降、一部のETC車載器が使用できなくなることをご存じでしょうか。そして2030年以降には、更に多くの車載器が使用不可となる見込みなのです。

使える車載器と使えなくなる車載器は、どこで見分けるのか？その方法をご紹介したいと思います。

国土交通省、ITSサーブिस高度化機構、高速道路会社6社は、電波法関連法令の改正により、2022年12月1日以降に一部のETC車載器が使用できなくなることを発表しています。使用不可となるETC車載器は、基本的には2007年以前に技術基準適合証明・工事設計認証（旧スプリアス規格）を受けて製造された機器。ただし、2007年以前の車載器でも、再度検査を受けて使えるものもあるようです。

外側に発射される不要電波の一種。この不要電波の発射は、電波障害の原因となるため電波法により発射強度の許容値が規定されているみたいです。

電波法改正のきっかけとなったのは、WRC（世界無線通信会議）において、無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に関する無線通信規則（RR）の改正が行われたことによります。この改正を踏まえて、国内では無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準等の関係省令及び関係告示が改正され、実はすでに2005年12月1日から新たな許容値が適用されています。その際、経過措置として設けられた期限が2022年11月30日までのため、「2022年12月から使えなくなるETC車載器がある」ということになるわけです。

それでは、万が一、2022年12月以降に、電波法違反で使えないETC車載器で高速道路のETCレーンに進入した場合、正常に通過できるのだろうか？発表された資料によると「安全に配慮した運用となるよう検討致します」とあり、明確には分からない。。国土交通省の担当者の話によると、「2022年に向けて、ゲート付近の看板設置や道路情報板などを利用し、

広報をしていく必要があると考えています」という回答だったそうですね。で、スプリアスだかアクエリアスだかなんだか分らんが、どう見分けるんぞ！っと、せっかちな方は、レーザーモンRGの『あるあるの歌』を聞いている気分かと思いますが、なんと！見分けられないそうです（苦笑）。

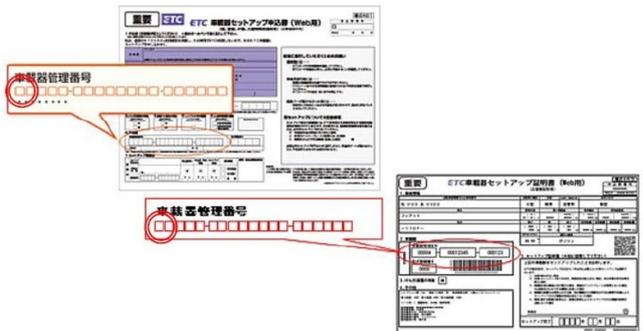
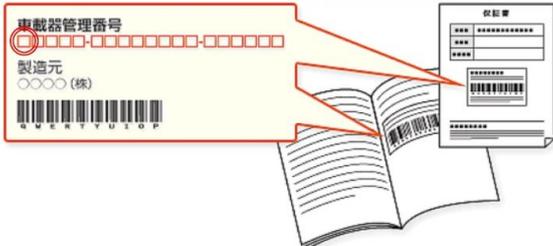
一概にいえないものの、2007年以前に製造された旧規格のETC車載器については該当する可能性が高い。ただし正確には、19桁の車載器管理番号や本体の外見からは判断することができないという事です。そのため少し面倒だが、所有者は各メーカーのホームページで確認するか、情報がなければメーカーに問い合わせるしかないとの事です。

2030年問題とは？

前項で述べたスプリアス規格の変更とは別に、セキュリティ規格そのものの変更も予定されています。セキュリティ規格とは、国土交通省が定めるETC（料金所・車載器・カード）について、盗聴や改ざん等の不正防止を目的に定められた情報安全確保の規格のことです。こちらも先程の6社が規格を発表しておりまして、国土交通省によると具体的な規格変更時は現時点では不明ですが、遅くとも2030年頃には変更する予定だそうです。そして、その変更によりさらに多くのETC車載器が使用できなくなる見込みで、これらの機種の見分け方は簡単。19桁の車載器管理番号の頭が『1』なら新規格対応機種、『0』なら使用できなくなる旧規格になるとの事なので、まだ先の話ですが一度ご確認ください。

1. 車載器管理番号で確認する方法  
1) 取扱説明書・保証書 での確認

管理番号の19桁の始まり  
(左括)の数字で区分されています  
・新セキュリティ対応車載器：「1」  
・旧セキュリティ対応車載器：「0」



(写真) 旧セキュリティ対応車載器



←DSRC車載器・ETC2.0はこちらを参考